

住む街の未来を決める この一票

4月14日(日)は 鳥羽市長選挙の投票日です



投票時間 午前7時～午後6時(神島地区は、午前6時30分～午後6時)

鳥羽市長選挙は、4月7日(日)に告示され、4月14日(日)に投票が行われます。

開票は、市民文化会館4階・大会議室で午後8時から即日開票します。

市政を託す人を選ぶ大切な選挙です。棄権をせず、あなたの貴重な一票を投票してください。

選挙管理委員会 ☎ 25 1210

投票できるかた

投票日(4月14日(日))に満20歳以上のかた(平成5年4月15日までに生まれた日本国民)で、平成25年1月6日現在に市の住民基本台帳に登録のあるかた。

ただし、投票日の4月14日までに市外に転出されたかたは投票できませんので注意してください。

投票所入場券をお届けします

投票所入場券は、住民基本台帳に載っているあなたの住所に、郵便でお届けします。

なお、投票に行くときは、投票所入場券に記載されている投票所を確かめてお出掛けください。

投票所入場券をなくしたとき

投票日までに投票所入場券が届かなかつたり、なくしてしまつた場合でも、選挙人名簿に名前が載っているかたは投票することができます。

また、投票所入場券を忘れたかたは、投票所の係員に申し出てください。



期日前投票をご利用ください

投票日に何らかの用務で投票所にいけないかたは、期日前投票ができます。

期日前投票をされるかたは、投票所入場券が届いている場合は、裏面の『期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)』に必要事項を記入の上、入場券を持つてお越しください。

期日前投票の期間は

4月8日(月)～13日(土)
午前8時30分～午後8時

離島の期日前投票は

4月13日(土)の1日限り
午前8時30分～午後5時

期日前投票の場所は

● 市民文化会館4階・第2小会議室

● 桃取コミュニティセンター(桃取町に住所のあるかた)

● 答志老人憩の家(答志町に住所のあるかた)

● 菅島漁村センター(菅島町に住所のあるかた)

● 神島開発総合センター(神島町に住所のあるかた)

● 坂手公民館(坂手町に住所のあるかた)

郵便による投票もできます

事前に選挙管理委員会に申請すれば、郵便で投票することができます。

郵便投票ができるのは、身

体障害者手帳に両下肢や体幹移動機能の障害1級・2級と記載されているなど一定の条件を満たすかた、または介護保険制度で要介護状態区分が「要介護5」のかたなどです。

入院中のかたは

病気やけがなどで入院しているかたや老人ホームなどの施設に入所されているかたは、その病院や施設が不在者投票のできる指定を受けていれば、そこで不在者投票ができます。

くわしくは、入院(入所)している施設でお尋ねください。

選挙について、くわしくは選挙管理委員会へ問い合わせてください。

選挙公報をご覧ください

有権者が、候補者の考えかたを知るために参考となるのが選挙公報です。選挙公報は投票日までに朝日・伊勢・中日・日経・毎日・読売各紙の朝刊に折り込んでお届けします。

また、市役所・各連絡所でも配布しますのでご利用ください。